

社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング

あおどらLetter

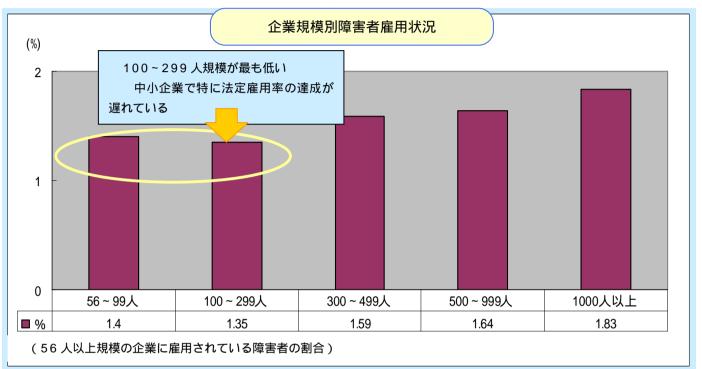
〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町 5 矢野ビル 4F 電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:見目

民間企業における障害者実雇用率

前回のあおぞらレターでもお伝えした通り、平成22年7月から障害者雇用促進法が改正されます。 今回は、民間企業における規模別の障害者実雇用率と、雇用率達成指導の具体的な流れについて紹介します。



資料出所:厚生労働省 平成21年6月1日現在の障害者の雇用状況について

平成22年7月より常用雇用労働者数が201人以上の法定雇用率未達成企業に対し、障害者雇用納付金を納める義務が発生します。(現行301人以上) (参考: http://sr-aozora.biz/contents/letter/053.pdf)

雇用率の低い企業には納付金の納付とは別に、下記の様な指導が入る場合があります

雇用状況報告書(毎年6月1日の障害者雇用状況)・・・56人以上の企業全てに提出義務

雇入れ計画作成命令(3年計画)

・・・法定雇用率未達成等、必要と認められる場合に、公共職業安定所長より発令

計画の実施が悪い企業に対し、厚生労働大臣が勧告

改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導

実際に公表された企業も 平成 20 年:4 社 となっており、

毎年、確実に増えてきています。

企業名の公表

その他の詳細やご不明な点は弊所までお問い合わせください。

社会保険労務士事務所 あおぞらコンサルティング